

■ 巡回指導における主な指摘事項（令和7年4月～9月）

【件数の多い順】

<p>1 特定の運転者に対する特別な指導関係 [23件]</p> <p>① 初任運転者教育の記録保存不備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技指導のドライブレコーダーの記録保存不備 ・実技指導の運行記録計の記録保存不備 ・実技指導及び座学指導の記録(書面)不備 <p>(※ 実技指導の20時間分についてドライブレコーダーの記録及び運行記録計の記録を3年間保存する必要があります。)</p> <p>(※ 特別な指導(実技指導・座学指導)の記録については、教育記録簿や乗務員等台帳により実施年月日や具体的内容を明らかにしておく必要があります。)</p> <p>② 高齢運転者に対する特別な指導(適齢診断受診後)の未実施</p> <p>(※ 高齢運転者に対する特別な指導(適齢診断受診後)については、診断の結果が判明した後1か月以内に実施する必要があります。)</p> <p>③ 初任運転者の事故歴未把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転記録証明書未取得 <p>(※ 運転記録証明書等にて雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要があります。→事故惹起運転者に該当する場合は「特定診断」の受診が必要です。)</p> <p>④ 初任運転者の実技指導の時間不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車種区分についての誤認による時間不足 <p>(※ 乗務予定の車種区分と同一又はそれより大型の区分のバスにより20時間以上必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導時間の捉え方の誤認(休憩時間等も含めるなど)による時間不足 <p>(※ 実際にハンドルを握っている運転時間で20時間以上必要です。休憩等の時間は含みません。)</p> <p>⑤ 準初任運転者に対する実技指導の未実施</p> <p>(※ 直近1年間において運転の経験のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者(準初任運転者)に対する特別な指導(実技指導)についても、初任運転者の場合と同様に20時間以上の実施が必要です。)</p>
<p>2 点呼関係 [18件]</p> <p>① 点呼記録の電磁的保存未実施</p> <p>② 点呼状況の録音、録画による記録保存不備(一部未保存、確認不可等)</p> <p>③ 電話点呼時の音声録音による記録保存不備(一部未保存、確認不可等)</p> <p>(※ 令和6年4月1日から、点呼の記録については電磁的記録として3年間保存すること、並びに点呼を行った際の状況を録音及び録画(電話点呼については録音のみ)し、その電磁的記録を90日間保存することが義務付けられています。なお、機器については、録音・録画・再生の機能が正常であることを日常的に確認すべきことであることは言うまでもありません。)</p> <p>(※ 点呼記録の電磁的方法による保存については、点呼を実施した日から1週間以内に行ってください。)</p> <p>④ 点呼記録の不備(一部項目未保存(記録様式不備によるもの)・記録漏れ(点呼実施者)・誤記載(点呼時刻))</p> <p>⑤ 乗務途中点呼の未実施</p> <p>⑥ 乗務途中点呼について他営業所の運行管理者が実施</p>

<p>③ 過労防止関係 [14件]</p> <p>① 連続運転時間基準違反(4時間超え)あり (※ 30分以上の運転の中断を分割する場合は1回につき10分以上が必要です。運行指示書において、休憩等が確実に確保されるように指示(明記)することが重要です。) (※ 高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努めてください。)</p> <p>② 休息期間9時間未満の運行あり (※ 令和6年4月1日から適用となった改正「改善基準告示」では、休息期間は、勤務終了後「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、<u>継続9時間を下回らない</u>」ものとなっています。)</p> <p>③ 交替運転者の配置基準違反(実車500km超の運行で運転者の体調報告なし)あり (※ 交替運転者の配置基準では、1日の乗務の合計実車距離が500km超のワンマン運行を行う場合、当該運転者は乗務中の体調報告を行い、その結果は記録・保存されなければならないことになっています。)</p>
<p>④ 車内の事業者名等の表示関係 [13件]</p> <p>① 事業者名・登録番号の表示なし (※ 車内には、事業者の氏名又は名称、自動車の登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならないことになっています。)</p> <p>② 「禁煙」表示なし (※ 車内には、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならないことになっています。(なお当規定は、令和5年8月1日以降新たに事業の用に供する車両に適用されるものになります。))</p>
<p>⑤ 運賃の收受関係 [9件]</p> <p>① 下限割れあり(総走行距離・時間の算出誤り、車種区分の取り違え等によるもの) (※ 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げ、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げます。) (※ 令和6年3月に公示された新運賃・料金(車種区分に「通勤車」入り)を適用する場合、車両によっては車種区分が変わるものがあり得ますので、留意が必要です。)</p> <p>② 深夜早朝運行料金の未收受あり (※ 令和5年の運賃料金見直し以降、22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間(運行前、運行後の各々1時間)又は走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、当該時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、<u>2割の割増</u>が適用されます。(2割以内ではありません。))</p>
<p>⑥ 運賃・料金及び運送約款の公示関係 [7件]</p> <p>① 運賃・料金及び運送約款についてウェブサイトへの掲載なし (※ 常時使用する従業員の数が20人以下又は自ら管理するウェブサイトを持っていない場合を除き、運賃・料金及び運送約款についてウェブサイトへの掲載が必要です。)</p> <p>② 運賃・料金又は運送約款の掲示なし (※ 運賃・料金及び運送約款については、最新のものを、営業所内に公衆に見やすいように掲示する必要があります。)</p>
<p>⑥ 車体への事業者名等の表示関係 [7件]</p> <p>① 「貸切」表示なし</p> <p>② 事業者名の表示なし (※ 車両の外側には、使用者の氏名、名称又は記号並びに「貸切」の表示が必要です。)</p>

<p>8 整備管理者研修受講関係 [5件]</p> <p>① 未受講者あり</p> <p>(※ 整備管理者として新たに選任された方については、選任日の属する年度の翌年度の末日までに運輸局が行う研修を受講する必要があります。)</p>
<p>9 運行記録計の記録保存関係 [4件]</p> <p>① 運行記録計の記録保存不備(一部未保存、確認不可等)</p> <p>② 運行記録計の故障</p>
<p>9 特定の運転者の適性診断関係 [4件]</p> <p>① 高齢運転者の適齢診断の未受診あり</p> <p>(※ 65才に達した日以後1年以内に1回受診、その後75才に達するまでは3年以内ごとに1回受診、75才に達した日以後1年以内に1回受診、その後1年以内ごとに1回受診が必要です。)</p> <p>② 初任運転者の初任診断の未受診あり</p>
<p>9 車両の定期点検関係 [4件]</p> <p>① 定期点検の記録について確認不可(保管なし)</p> <p>(※ 点検整備記録簿の写しについては、営業所において適切に管理(1年間保存)されていなければなりません。)</p> <p>② 定期点検未実施あり</p>
<p>9 運転者に対する一般的な指導監督関係 [4件]</p> <p>① 一部未実施あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育欠席者に対するフォローアップなし ・一部の運転者(契約社員)に対して未実施 <p>(※ 国土交通省告示で示されている指導監督指針の全項目について、選任している全ての運転者に対し、年1回以上教育を行うことが義務付けられています。教育欠席者については、確実にフォローアップを行う必要があります。)</p> <p>② 教育実施の記録保存不備(一部の受講者名の記録漏れ、確認不可等)</p>
<p>9 健康診断実施関係 [4件]</p> <p>① 未受診者あり(新規採用時又は前回受診から1年以内)</p> <p>(※ 定期の受診については、1年以内ごと(深夜業に常時従事する者は6ヶ月以内ごと)に必要です。)</p> <p>② 一部受診記録の確認不可</p>